

学力向上推進プロジェクト事業

○学力向上推進プロジェクト

全国学力・学習状況調査結果を受け、静岡県小中学校の学力向上のため、学校、市町教育委員会、県教育委員会が連携し、学校改善・授業改善を支援する環境づくりや推進校による実践研究を通して具体策を検討し、更なる改善プランをまとめ、啓発していく。

向上対策実行主体



<協議・決定>

学力向上連絡協議会

<メンバー>

- 県教育委員会 義務教育課指導主事
- 教育事務所 地域支援課指導主事
- 総合教育センター 専門支援課指導主事
- 総合教育センター 総合支援課指導主事
- 市町教育委員会 指導主事

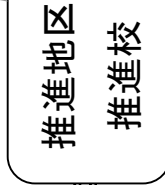
⑥ 報告

⑤ 対応依頼

<内容>

- 情報の共有
- 授業改善・学校改善にかかる対策の協議
- 9月 結果分析の共有、対策の明確化
- 12月 取組の成果と課題の共有、今後の対策の協議

市町教育委員会



<実施>

小中学校

<実施>

研究・提案主体



- (会長) 大学教授
- (委員) 大学教授
- 研究推進地区教育委員会
- 研究推進校校長
- 県教育委員会
- 教育政策課長
- 義務教育課長
- 総合教育センター課長
- 地域支援課長

<検討事項>

- 学力向上策・各取組の検証

① 協議依頼

② 提案

③ 協議依頼

④ 報告

全国学力・学習状況調査分析会

- 義務教育課
- 総合教育センター
- 地域支援課
- 情報化推進室

<調査結果分析、資料作成>

ワーキング部会

- 各課・総合教育センター

サポートチーム (推進地区・推進校支援)

- 静岡大学
- 義務教育課
- 地域支援課
- 総合教育センター

<資料1>

学力向上推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学力向上推進事業費における学力向上推進協議会（以下「推進協議会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、本県の学力について成果や課題を検証し、学力向上のための施策等を協議、検討する。

(組織及び委員)

第3条 推進協議会は、学識経験者、関係市町教育委員会、関係学校及び静岡県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）事務局職員で構成する。

2 委員は、学識経験者、関係学校及び関係教育委員会事務局職員のうちから、県教育委員会が委嘱及び任命する。

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長、副会長を置く。

2 会長は学識経験者、副会長は義務教育課長とする。

3 会長は会務を総理し、推進協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 会長は必要に応じ前項に定める委員以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第5条 推進協議会に作業部会を置く。

2 作業部会は推進協議会を補完し、協議・検討事項を調整する。

3 作業部会は県教育委員会事務局職員、推進校研修担当者をもって構成する。

(任期)

第6条 委員の任期は委嘱及び任命の日から委嘱及び任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員した委員の任期は、現任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、県教育委員会事務局義務教育課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(別表) 学力向上推進協議会委員

1 学力向上推進協議会

	氏名	役職
大学	村山 功	静岡大学大学院教育学研究科教授
	益川 弘如	静岡大学大学院教育学研究科准教授
推進地区 教育委員会事務局	小塚 英幸	三島市教育委員会学校教育課長
	飯塚 善久	焼津市教育委員会学校教育課長
推進校	渡邊 浩	三島市立錦田小学校長
	曾根 俊治	焼津市立和田小学校長
推進地域 県教育委員会事務局	山本 知成	教育政策課長
	林 剛史	義務教育課長
	奥村 篤	義務教育課人事監
	鈴木 憲	義務教育課参事兼総括指導主事
	北川 清美	社会教育課長
	小関 雅司	総合教育センター総合支援課長
	鈴木 二三哉	静岡教育事務所地域支援課総括指導主事
福與 繁太郎	静岡西教育事務所地域支援課総括指導主事	

2 作業部会

県教育委員会事務局	教育政策課
	義務教育課
	社会教育課
	総合教育センター
	教育事務所
推進校	推進校研修担当者

静岡県の子どもの学力向上のための提言

本県の子どもが、将来、個人として自立し、人との関わり合いを大切にし、社会のために行動できる「有徳の人」として活躍できるようにするために、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」をバランスよく育むことが重要です。

全国学力・学習状況調査の目的は、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることであり、「確かな学力」の育成につながるものです。

そこで、次の5点について「オール静岡」として取り組んでいくことを提言します。

1 学習指導要領が求める学力をより明確にして、授業改善に努めます

学校は、学習指導要領をもとにした教材研究をより一層深め、「子どもに付けたい力」を明確にして、これまでの授業を大切にしながら、授業改善に努めます。

2 教員の指導力向上に努めます

県・市町教育委員会は、効果的な研修を実施するとともに県内外の特色ある教育実践の情報を提供するなど、教員の指導力向上に努めます。

3 「全国学力・学習状況調査」の問題や結果を活用します

学校は、国語・算数（数学）の問題を解いたり、調査結果を分析したりして、学習指導要領が求める学力を確認するなど、子どもの「確かな学力」を育むために活用します。

4 子どもが主体的に家庭学習に取り組む環境を大切にします

学校は、家庭と連携して、子どものがんばりや努力している姿を積極的に認め励ますなど、子どもが主体的に家庭学習に取り組む環境を大切にします。

5 子どもの学びを支える取組を支援します

県・市町教育委員会は、質の高い読書活動や外部人材を活用した補充学習など、子どもの学びを支える取組を支援します。

平成 25 年 11 月 11 日

静岡県・政令市・市町教育委員会代表者会

〔沼津市、長泉町、静岡市、浜松市、富士市
磐田市、函南町及び県の教育委員会教育長〕

静岡県教育委員会基本目標
『有徳の人』の育成

これまでの授業づくりを大切にしながら、授業改善に努める。

授業改善の視点

- 1 学習指導要領の目標や内容を明確に押さえて授業を行う。…『押さえる』
- 2 付けたい力に沿って効果的な手だてを仕掛ける。…『仕掛ける』
- 3 子ども自らが学習内容の理解を確かめる場を設定する。…『確かめる』

本県では、「どの子どもにも『確かな学力』を育む」ために、学習指導要領に基づいて付けたい力を設定し、問題解決的な学習や関わり合いを大切にしながら授業づくりを進めてきました。このことは、国がいう確かな学力や学習指導の在り方と同じであり、本県のこれまでの授業づくりが確かであった証です。

「どの子どもにも『確かな学力』を育む」ために、これまでの授業実践を大切にしながら、ここに示す「授業改善の視点」を押さえて、日々の授業に臨みましょう。

「確かな学力」の育成に向けた学校への提言

- 1 全国学力・学習状況調査の問題冊子等の活用
- 2 付けたい力の明確化
- 3 読む力の向上
- 4 習得した知識を活用した「書く」活動の充実
- 5 学力階層に応じた指導
- 6 学習内容の定着

「平成 25 年 3 月 学力検証委員会報告書」

静岡県の子どもの学力向上のための学校への提言

- 1 学習指導要領が求める学力をより明確にして、授業改善に努めます
学校は、学習指導要領をもとにした教材研究を一層深め、「子どもに付けたい力」を明確にして、これまでの授業を大切にしながら、授業改善に努めます。
- 4 子どもが主体的に家庭学習に取り組む環境を大切にします
学校は、家庭と連携して、子どものがんばりや努力している姿を積極的に認め励ますなど、子どもが主体的に家庭学習に取り組む環境を大切にします。

「平成 25 年 11 月 11 日 静岡県・政令市・市町教育委員会代表者会」

全国学力・学習状況調査

どの子どもにも「確かな学力」を育む

国が求める学力

■確かな学力

「生きる力」の知の側面 「確かな学力」

基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

■学習指導の在り方

- ・基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視する。
- ・言語活動を充実する。
- ・体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視する。
- ・児童生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫する。

「学習指導要領より」

本県が育んできた学力・本県の授業づくり

■確かな学力

教師が、子どもの実態を把握した上で、どの子どもにも学習指導要領等に示された教育内容を適切に指導して評価し、次の指導に生かすことにより、どの子どもにも「確かな学力」を育んでいく。

「よりよい自分をつくっていくためにⅢ P2 より」

■学習指導要領に基づいた付けたい力の設定

授業を計画するに当たっては、常に学習指導要領に基づいて付けたい力を設定するとともに、基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視する。

「よりよい自分をつくっていくためにⅢ P6 より」

■問題解決的な学習等の重視

子どもを学びの楽しさに導くこと(教材研究)と子どものよさを引き出すこと(子ども理解)を柱とした授業づくりを進めてきた。また、問題解決的な学習等、ひと、もの、こととの関わり合いを大切に、その中で生まれた問いを生かした授業づくりも進められてきた。

「よりよい自分をつくっていくためにⅢ P1 より」

これまでの授業づくりを大切にしながら、授業改善に努める。

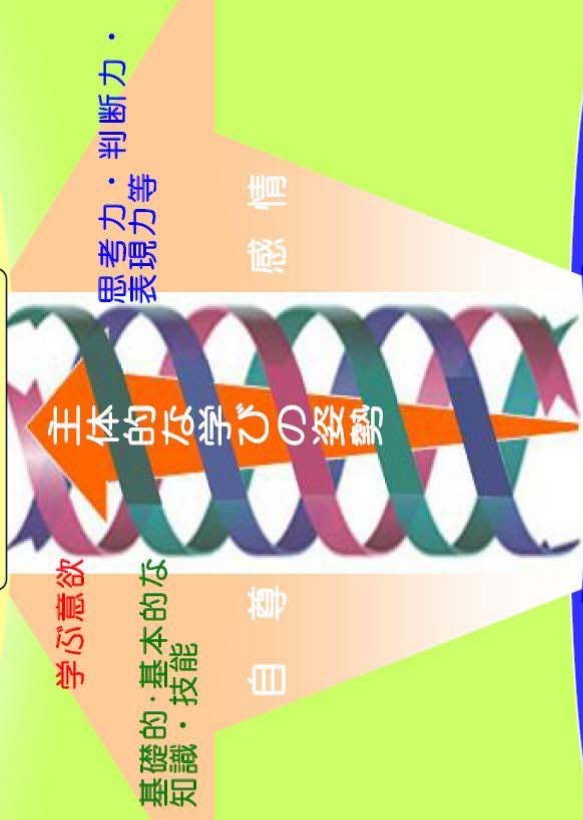
学びの実感を積み重ねる授業

イメージ図

有徳の人

豊かな心 **生きる力** 健やかな体

確かな学力



「学びの実感」を積み重ねる授業

「学びの実感」を積み重ねることを通して、どの子どもにも「確かな学力」を育む

子どもの学びを支える教師の役割

学びの見通しを持ち、意図的に働き掛ける

- 付きたい力に沿って意図的に働き掛ける
- 学びの過程を客観的に捉えられる手だてを講じる
- 順に応じた指導を行う（支援）

子どもを丁寧に見取り、指導に生かす評価を行う

- よさや可能性を見取る
- 付きたい力に照らして表れを見取る
- 学びを継続的に見取る

指導と評価の一体化

「教材研究」と「子ども理解」

教師の授業づくりを支える学校体制

- 校内研修で深め、共有する
- 付きたい力に照らして子どもの姿で語る
- 研修方法を工夫する
- 教育課程から考える
- PDCAサイクルを機能させる
- 多様な資料や客観的なデータから検証する
- 教育活動の重点化を図る

授業改善の視点

1 学習指導要領の目標や内容を明確に押さえて授業を行う。…『押さえる』

学習指導要領や解説で示される目標や内容は、「どの子どもにも付けないければいけない力」であることを、全職員で改めて確認しましょう。

- 学習指導要領に示されている目標や内容を確認し、何を子どもたちに獲得させなければならぬかを明らかにしましょう。
- 付きたい力(単元(題材等)又は本時の目標)が、学習指導要領や解説に示される目標や内容からずれていないかを確認しましょう。
- 付きたい力を子どもと共有しましょう。
- 付きたい力に沿った実効性のある評価方法を設定しておきましょう。

2 付きたい力に沿って効果的な手だてを仕掛ける。…『仕掛ける』

言語活動は、目的や目標ではなく、子どもたちが「付きたい力」を身に付けるための手段であることをしっかりと認識しましょう。

- 付きたい力をもとに言語活動の「目的」「内容」「形態」「方法(時間や役割)」等を検討し、より効果的な活動を設定しましょう。
- 根拠を示して話したり、読み手・聞き手を意識して説明したりする場を大切にしましょう。
- 根拠に基づいて自分の考えを「書く」活動を授業の中に位置付けましょう。

3 子ども自らが学習内容の理解を確かめる場を設定する。…『確かめる』

子どもが何を学び、何を身に付けることができただか自分自身で自覚できるようにしましょう。

- 学んだことが確かに身に付いているか、身に付けた力を発揮できるかを確認する場を大切にしましょう。
- 発達の段階を考慮し、「教科言語を使って」「キーワードを用いて」「文字数や時間を制限して」等の条件を与えて書かせる活動を取り入れましょう。
- 習得した言葉や文字を、生活や授業の中で積極的に使うように指導しましょう。

おわりに

8月下旬に今年度の全国学力・学習状況調査の結果が発表されました。昨年度のV字回復に引き続き、今年度においても大きな成果が見られました。学校現場の先生方も、教育行政に関わる方々も「オール静岡」で子どもたちの学力向上に取り組んできたことがこうした結果に結びついているものと感じています。本県が大切にしてきた、子どもたちの「学びの実感」を大切にする授業づくりが義務教育9か年において地道に積み上げられ、形としてあらわれた成果であると考えます。

次期学習指導要領の改訂のポイントは、これまでの「何を学ぶか」と同時に「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」についても重視し、指導内容、指導方法、学習評価を三位一体でとらえていく点であると言われてしています。

本年度の調査問題を見てみますと、中学校国語B問題では自分の特技についてスピーチする学習についての問題が出題されました。「発表に必要な情報の分類」「聞き手の理解を促すための資料の作成」「聞き手の興味を引き出すための効果的な発表の工夫」が内容として取り上げられており、スピーチの学習では、何を、どのように学び、どのような力を付けることが求められているのかが、調査問題からメッセージとして伝わってきます。

また、児童生徒質問紙においては、今年度新しく「授業において、児童（生徒）自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動を取り入れている」という項目が加わりました。これからの学校教育に求められる学習方法として注目されている「課題の発見と解決に向けて、主体的・協働的に学ぶ学習」を意識した質問項目であると考えられます。

こうした国からのメッセージが込められた調査問題や児童生徒質問紙、さらに本県の調査結果を各学校の学校改善・授業改善に生かす方策について本報告書にまとめました。

9月に行われた学力向上連絡協議会のアンケートの中には、次のような言葉がありました。「全国学力・学習状況調査の対応について、ここ3年間で学校、市町教育委員会ともに意識が非常に高まってきています。今後も、市町、学校は、できた、できなかったという数値のみに着目するのではなく、県から出される分析内容をもとにそれぞれ成果と課題を明らかにし、地道に授業改善を進めていくことを大切にしたいと感じています。」本報告書が、静岡県の子どもたち一人一人に確かな学力を育むための授業改善に生かされることを切に願います。

最後に、平成26年度、平成27年度の2年間、推進校として学力向上に向けての実践を積み重ねていただいた三島市立錦田小学校、焼津市立和田小学校、推進地区として学校現場を的確に支援していただいた三島市教育委員会、焼津市教育委員会の関係者の皆様にこの場を借りて、感謝申し上げます。